

2026 年 8 月 13 日

逗 子 市

「逗子市における防災に関する協定(物資の供給等)」の 締結式を行います。

●概要

逗子市内で大規模な災害等が発生した場合に、市民生活の早期安定を図るため、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七に規定する指定避難所が設置された際、かながわ信用金庫が備蓄する飲料水や食料等の円滑な供給を図るため、「逗子市における防災に関する協定」を締結するもの。

●効果

本協定を締結することにより、災害時に物資が不足した住民に対して、かながわ信用金庫逗子支店の備蓄品等を可能な限り供給を受けることができます。また、避難所や市役所への金融相談窓口の設置、市内で実施される防災訓練等への職員参加についても連携して取り組むことから、地域に密着した金融機関との協力体制が整備され、被災した市民への多面的な支援が期待できます。

●協定締結式

- 1 日時
令和 8 年 8 月 20 日（木） 11 時 00 分～
- 2 場所
逗子市役所 3 階 庁議室
- 3 締結者
かながわ信用金庫 理事長 高橋 武 様
逗子市長 桐ヶ谷 覚

本件に関するお問い合わせ
経営企画部防災安全課 市川・鎭木
電話：046-873-1111 内線 330・331